

一般社団法人竹富町観光協会入会 規程

(趣旨)

第1条 この要項は、一般社団法人竹富町観光協会（以下「本会」という。）入会にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 会員相互の連携と調和を図るため、町内で営業する良心的な事業所及び定款第3章会員第5条に該当する事業所の入会を促すことを目的とする。

(入会基準)

第3条 会員として入会する者は以下の基準を満たす者とする。

- ①竹富町に住民登録し、居住していること（住民票の提出を求めていることがあります）
- ②住所地区の公民館の会員であること
- ③西表島ツアーガイドは、竹富町認定ガイドの登録をしていること
- ④法人の場合、地方税に関して町に納税・提出していること

2. 事業所が次の各号いずれかに該当する場合は、入会を認めないものとする。

- ①短期間のみ開業する事業者
- ②本会や各種団体等に対して、当該店の利用者や近隣住民からその営業内容や地域での実態について複数回苦情が寄せられている事業所
- ③青少年の健全育成上好ましくない事業、環境上好ましくない事業と認められるもの
- ④反社会的勢力が関与する事業、公序良俗に反する営業内容、風俗営業と認められるもの

3. 事業者及び法人が竹富町に在籍していない場合は、三役会の承認を得るものとする。

附則

この規程は 2023年4月3日から施行する。